メニュー 1

長期性能保証制度

本制度における『保証〈1〉』と『補償〈2〉』

工事引渡後に生じた漏水事故などの原因が施工ミスであった場合

『発　注　者』への『保証〈1〉』 → 最長10年間の 保証

『施工業者自身』への『補償〈2〉』 → “工事やり直し費用”の補償

メリット 1 保証〈1〉のメリット

信用力のある『定型保証書』が発行できます

施工業者が約束する「責任施工」の証文として、目に見える「保証書」の提出は、施主に安心と満足を提供します。
保証書の裏づけとして保険がセットされているため、万一の事故の際は保険金での修補が可能となります。

定型保証書（イメージ）

「責任施工」を目に見える形で提供できます!

新規・継続加入の方には、定型保証書冊子（3 または4 枚複写で1セット×50セットのつづり）を提供します。
定型保証書の記載内容＝保険適用条件となりますので安心です。

01−000101
団体ごとに固定 ／ 冊番号 50枚固定 ／ 保証書連番 1枚ごと連番、50まで

保証書番号　01−000101

（発注者名）　発注者・施主等提出用

殿

建専連　専門工事業総合補償制度（長期性能保証制度）

保　証　書

日本外壁仕上業協同組合連合会の認める「標準施工工事要領書」に定める施工方法及び材料使用により施工した下記の工事については、保証約款に従って保証いたします。

記

1.　工事名称：
2.　工事場所：
3.　施工部位：
4.　引渡日：　年　月　日
5.　請負額：　円
6.　保証期間：引渡日以後保証約款のとおり

施工業者
（住　所）
（商号又は名称）
（代表者）　㊞

（建専連 専門工事業総合補償制度（長期性能保証制度）について）
建専連 専門工事業総合補償制度（長期性能保証制度）は、専門工事業者の全国組織である一般社団法人建設産業専門団体連合会（建専連）の会員団体所属事業者だけが利用できる保証制度です。この保証制度においては、万一、保証書記載の施工業者が倒産等により保証を行うことができなくなった場合も、その保証責任の一定部分（保険適用部分）について建専連が代替して保証を行います。
（建専連連絡先：東京都港区虎ノ門4−2−12　03−5425−6805）

（施工業者による自主保証について）
裏面保証約款別表Ⅲ（塗装等その他工事）に記載された保証内容については、建専連 専門工事業総合補償制度（長期性能保証制度）の対象ではなく、施工業者による自主保証となります。

① NGS

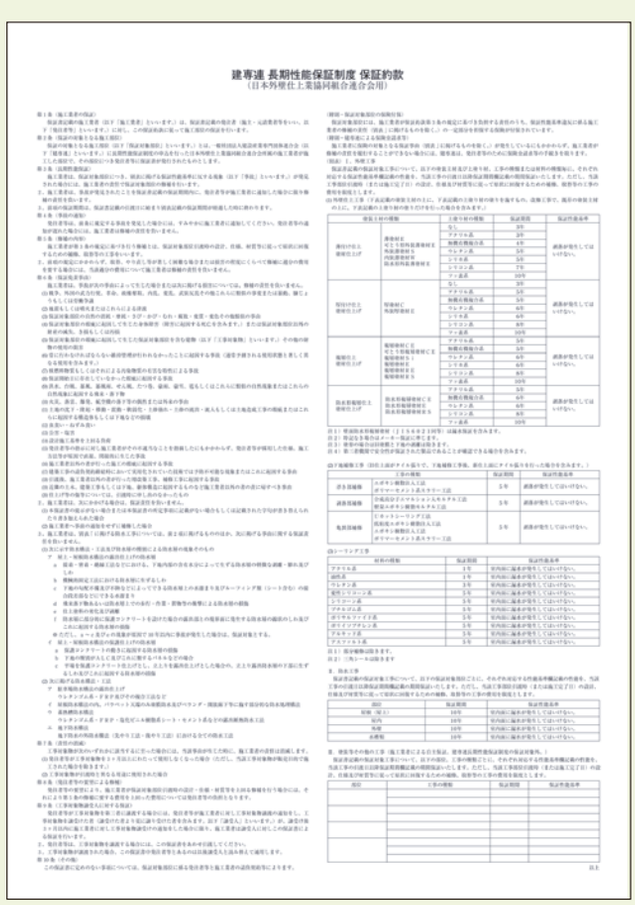
建専連 長期性能保証制度 保証約款
（日本外壁仕上業協同組合連合会用）